

第七期第3回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 平成29年7月31日（月）：午後2時01分～午後2時54分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階1902会議室
- 3 出席者 荻野（嘉）委員 佐藤委員 八重田委員 荻野（陽）委員 中村委員
渡辺委員 小川委員 伊藤委員 椿委員 小場瀬委員 山根委員
二和田委員 屋澤委員 新妻委員（代理・大澤氏）
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 2名
- 6 議題
 - （1）開会
 - （2）第七期第2回 会議録の確認
 - （3）特定非営利活動法人「すずらの会」（更新登録）の協議
 - （4）「練馬区福祉有償運送団体各種手続きマニュアル」の改訂について
 - （5）その他

1 開会

○会長

定刻となりましたので、開始をさせていただきます。

ただいまから第七期第3回の福祉有償運送運営協議会を開会させていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

委員の出席状況についてご報告いたします。委員数15名のところ現在11名の委員の方が出席されておりますので、運営委員会は有効に成立しているところご報告いたします。

○会長

それでは、有効に成立しているということなので進めさせていただきます。

ここで区の組織につきまして、事務の分担が変わったということと、あと、人事異動がありましたので、新しいメンバーを紹介させていただきます。

まず、障害の分野につきましては、これまでは石神井総合福祉事務所長でしたけれども、今回から障害者サービス調整担当課長がメンバーになります。それから、高齢の分野につきましては、新規に高齢者支援課長が委員になります。

それでは、自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介）

○会長

ありがとうございます。

では、協議に入ります前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

（資料確認）

○会長

それでは、お手元には資料はそろっているということで、次に進めさせていただきます。

2 第七期第2回 会議録の確認

○会長

最初に、3月27日に開催いたしました第七期第2回運営協議会の会議録の確認でございます。お手元の資料1でございます。こちらについて今、事務局から説明がありましたとおり、一部修正をしたものを配付させていただきましたが、事前にお配りしてお目通しいただいているかと思っておりますけれども、何か修正すべき点がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長

それでは、お手元にあります資料1につきまして、委員の方のお名前は伏せた上で、区のホームページの中で公開をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

3 特定非営利活動法人「すずらんの会」（更新登録）の協議

○会長

それでは、これから特定非営利活動法人すずらんの会の更新登録の協議に入ってまいります。協議に当たりましては、まず事務局から更新登録に際しての変更点など、大まかな説明をさせていただきます。その後に団体の方に活動内容や補足の説明を行う形で進めさせていただきます。

すずらんの会に所属をされている委員につきましては、今回の更新の登録の件につきましては、議事決定には関与できないということになっておりますので、その点は御承知おきいただきたいと思っております。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、すずらんの会の更新登録についての説明をさせていただきます。資料2をごらんください。

1 ページ目の確認表に沿って、前回、平成26年9月の更新と比較して説明をいたします。

まず、ナンバー1、ナンバー4についてですが、本日、机上配付した差しかえ版の欄外にその旨を補記いたしました。前回の申請後に変更申請がなされており、今回、申請する内容については、既にその変更申請で登録済みということになります。変更欄の丸はあくまで前回申請時との比較でつけております。

次に、ナンバー1、運送主体、事務所です。名称、所在地、代表者ともに変更されております。ナンバー2、法令遵守、ナンバー3、旅客から収受する対価、こちらは変更ございません。ナンバー4、使用車両。前回申請時の10台から今回は3台に変更されております。

す。5番、運転者。前回申請時の19名から今回は5名へ変更されております。ナンバー6、輸送の安全及び旅客の利便の確保。運行管理の責任者が変更となっております。ナンバー7、運送対象。現在の会員者登録は全部で7名です。全員が身障1級で、そのうち要介護1は1名、要介護3は4名です。要支援者やその他の障害を有する方はいらっしゃらないため、チェックシートの提出は不要となっております。ナンバー8、損害賠償措置。保険証等の写しで対人、対物、無制限の加入していることを確認しております。

最後になりましたが、15ページ、16ページは、運送実態把握資料ということで、団体の3カ年の運送実績等のデータをお示ししておりますので、協議に当たっての参考資料としてご参照ください。

事務局からの説明は以上です。

○会長

すずらんの会さん、補足説明などありましたらお願いいたします。

○すずらんの会

すずらんの会の新しく理事長になりました。

特に補足はありません。今日はよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、補足説明は特にありませんということで、お話がありましたので、委員の皆様の中で何か事務局からの説明及び添付されている資料につきまして、ご質問、ご意見などがありましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

28年度実績、27年度実績を見させていただくと運送回数、それから、会員の数等も大分変化していると思われるのですが、この辺は数値としては出ているのですが、実態としてどのような状況なのか教えていただければと思います。

○すずらんの会

もともとが腎臓病連絡協議会すずらんの会という団体名で今までやらせていただいていた。団体が透析患者の患者会が透析通院の足として公共交通機関では賄い切れない、カバーし切れない部分について、互助活動として運行を自分たちでもやりましょうということになり始めた団体なのですが、その中で自分たちが全てやるのではなくて、最近の地域の主流としては、病院、透析施設が無料送迎をするというのが主流となってもいますし、週3回の通院に対しての経済的負担というのはとても大きいので、病院や透析施設で無料送迎をやってくれないかということ、NPO活動の中で働きかけをずっと続けてまいりました。

2年前にそれができないまして、練馬でもそういう形で無料送迎をやっていただいていた、一つの透析施設を卒業させていただいたのです。メインである西東京市の透析施設についても、そういう形の働きかけができて、無料送迎をやっていただけることになったので、ミッションコンプリートといいますか、透析通院についての患者さんが、ほとんどがそちらのほうに移られました。今は透析通院のサポートというのも一部やらせてはいただいているのですが、地域の移動のほかの手段では賄い切れない方のみを対象としてお手伝いをするという形で細々とすき間、どうしてもやれない方についてのお手伝いをするという形での活動にスイッチしているのです。運行数や会員数が変わりました。

○会長

ありがとうございます。

活動の実績が縮小しているということは、NPO法人としての存在の目的としてはかなっているという形になろうかなと思います。

○委員

追加でよろしいですか。透析患者さんの通院の状況というのは、今、すずらんの会さんの担っていた部分というのは、今、ご説明でよくわかったのですが、ほかの団体さんもやられていたりとか、ほかの透析の病院もあると思うのですが、ほかでも同じような動きに、もしおわかりになれば。もしおわかりにならなければ、区のほうでつかんでいけば教えていただきたいのですが、どのような状況、全体としては透析患者さんの移動というのはどういう状況になっているのでしょうか。

○すずらんの会

区内の病院は、やはり無料送迎であるとか、福祉輸送事業限定タクシーの中で、透析患者さん向けの料金というのを運輸支局に届けを出して、どちらかという、場合によってはNPOよりも運賃の安い形で運行されている。そのほかに介助料というものもあるからなのでしょうけれども、されている限定タクシーが地域にありまして、そちらのほうを受ける形で、NPOとしてこちらの地域だと難病者移送サービスネットワークはご卒業されまして、更新を今回されていないのですけれども、そういう団体もあります。

あとは、前回のときの協議に更新をされたタンポポさんは、委託という形で、団体、透析施設の委託を受託されているという形での、委託というか、補助なのかもしれないので、詳しいことは団体に聞かないとわからないのですが、そういった形でやっているの、透析患者会が互助活動としてやっていたのが、この地域で3団体あったのですが、そのうちのタンポポ以外については透析送迎をもうやっていないという状況です。

うちは少しはやっているのですが、もう複数で乗るというよりは、一対一というものをこじんまりとやっています。

○委員

協議会の話とちょっと外れてしまうかもしれませんが、透析患者さんのそういった病院のほうで輸送をやっていくというのは、病院のほうの都合でもあるのですか。

要は、言い方悪いですが、患者さんの困り込みというか、サービスの一環みたいな。

○すずらんの会

どうでしょうね。でも、その分、その負担は医療費の収入の中から減収させてやってくれているのだから、とてもいい病院なのではないかなというふうにして、私たちはありがたいなと思って見えていますけど。

○委員

練馬区に限らず、そういった病院はふえていますよね、今ね。

○すずらんの会

はい、そうですね。タクシーの領収書を持っていくと、精算してくれるという新宿区の透析施設もありますし、いろいろです。

○会長

どういう形で、どういうお考えで、病院のほうでそういうふうな形をとっているのかと

というのは、病院のほうに確認しないといけないことなので、それぞれ解釈の仕方はいろいろあると思いますが、事務局のほうで何か補足することはありますか。今の透析患者さんの移送の件、特にないですか。

○事務局

特にございません。

○

会長

ほかにごなたかご質問、ご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○委員

運送の規模が縮小した理由はご説明でよくわかったのですが、一方、こういった活動は続けるという前提で更新されると思うのですが、今までと比べて規模が少なくなったというのは、最低限の運行管理体制並びに車両の管理はしなければいけないのですが、それが負担になるということはありませんか。

○すずらんの会

訪問介護事業所をやっております、今までもそちらのほうの収益事業を赤字事業である送迎のほうの事業に充てて回しております、これからもそういう形で充てる形にしています。スタッフ等は2年前に世間の言葉で言えばリストラを大幅にしまして、19人と書いてあったのが今5人になっておりますが、そういう形で減っております、この5人についても、全員がフル稼働しているわけではないので、登録者は5人ではありますけれども、メインで動いているのは1人で、ほかは何かのときのサポートでやっているという形です。

補足で言えば、普通車両の持ち込み車両がありますけど、それについても、福祉車両の部分が乗れない、何かの場合に故障したりとかした場合には、介護の力を使って、本当であれば車椅子でお乗りいただくほうがベストな利用者さんに対して、移乗介助をさせていただいて、車が故障したときは普通車両を使ってでも、必要であれば送迎をしようということで、バックアップのためにスタッフの車を登録しているということなので、普通車両についてはメインの車という扱いにしていらないような状態です。

○会長

今のお話ですと、車両についても、運転者についても、余裕を持って万が一のことを考えて確保しているの、今、委員がおっしゃった最低限の体制というところは十分勘案した上で整えているということかと思えます。

○委員

あと一点。対価なのですけれども、これは利用者さんもそれなりに多くて、回数もやっていたころという前提での設定の対価だと思うのですけれども、これはこのままで大丈夫なのでしょうか。

○すずらんの会

対価2種類の設定をさせていただいております、上の段の主な目的、透析送迎の運賃設定と、透析送迎以外の送迎という下の設定と2通りの2キロまで108円という運賃と、2キロまで360円という二つの設定がございます。現在はお一方だけ、2年前よりも、もっと前からご利用の方についてだけ透析送迎をお引き受けしているのですが、その方

け上の運賃をとらせていただいて、それ以外は透析の方でもないのもあるのですけれども、やはりやっていけないのもありますし、下の一般送迎という運賃のほうで新しい方からはもう下の運賃だけでやらせてご理解いただいた上でご入会いただいています。

○委員

というのは、実績について見ますと、上のほうの対価のものが適用されているのですけど、それが2年前から使われている利用者さんなのではないでしょうか。

実績報告の複数乗車は全部バツになっていて、運賃が108円というやつですよ。

○すずらんの会

そうですね。たまたま20件の場合については、透析の方しか受けていなかったもので、過去20件についてご報告したところは、透析の108円のほうでお引き受けしています。ほかには聖路加ですとか、秩父ですとか、そういったちょっと遠出をする方のご依頼があったりしていたので、そういった場合に運賃が下の2キロ360円のほうの設定の中での送迎というのが6月6日以前にあったので、その部分で収入については積み上がってこの金額に今なっているのです。これからもっとも少なくなるのかなという部分では、介護を利用されている方の訪問介護事業所をやっているもので、そちらの中で困っている方がこれから利用されるというふうにして、透析の今までのおつき合いの方たちがどんどん会員ではなくなってきていますので、もっとご利用はないのではないかなと思っていて、寂しいですけど、ほかに移動の手段があるのであれば、それはうれしいことでもあるかなと思っています。答えになりましたか。

○委員

この活動が無理なく続けていけるようでしたらいいのですけど。

○すずらんの会

はい、何とかやらせていただいております。そんなにたくさん蓄えなくても、何とか毎日ご飯が食べればいいかなくらいな感じで思っているので、何とかやれています。ありがとうございます。

○委員

わかりました。

○会長

ご心配いただいたようですけれども、ぜひきちんと続けていただくようお願いいたします。

ほかの方、どなたかご質問、ご意見、ほかにどうぞ。

○委員

会の状況と、今、運賃のことについても、実績についてのご説明いただいたので、そのことをとやかくではないのですが、複数乗車運賃のそもそもの前提って、複数の場合という前提がついていなかったのでしょうか。単独でも複数運賃が適用できるのか、忘れてしまったのですが。

○すずらんの会

主な目的、透析送迎というのを入れている状態でお示ししているもので、透析の患者さんについては、上の運賃を今までの利用されていた方については、そのまま急にこちらの都合によって、急に3倍近くの金額を取るとするのは利用者の不利益になることなので、そ

れはできないのかなと思って、透析送迎という内容を括弧で入れているので、複数乗車料金をそのままお一人の方なのですが、採用して対応しています。

○委員

複数乗車運賃というのは、複数が前提で運賃設定をしているはずなので、何人か乗ってタクシーの運賃と比べてどうなっているよという原則があると思います。乗る人が少なくなってしまうので急に高くできないよねと、この人に限りという、団体として条件を特例としてつくっているということだと思のですが、協議会の中では、複数乗車の前提があると思いますので、これは例外としてという前提でこれを認めるという形にしていかないと、仮にほかのことで複数乗車が今後出てくるとか、これからもこういったことが起きるということであれば、この会に限っては、例外的にこういうことが起きているのだという認識をしっかりとしておいたほうがいいと思います。

○すずらんの会

少なくないほうがありがたいので、そうはしたいのですが、それはちょっとご迷惑をかけてしまっている状態なので、やむを得ずということです。

○委員

これありきでほかに波及してしまうといけないので、一人でも複数乗車料金を適用してもいいとならないように、それだけはお願いします。

○すずらんの会

はい。なので、ホームページでは、下の運賃でお示ししています。

○会長

ほかにどなたかご意見ありますか。

○委員

今後、団体の登録者、利用者さんというのは増える可能性、予定があるものなのでしょうか。

○すずらんの会

公共交通機関を利用することが難しい方が福祉有償運送の対象ということでもありますので、私たちとしては、大変だという、地域包括であるとか、ケアマネジャーさんとか、障害の関係の機関とか、そういったところからのご相談があればお引き受けはします。あとは「お出かけハンドブック」が区で発行されているので、そちらにはこれからも一緒に名を連ねさせていただきたいと思っているのですが、ホームページはあっても、それ以外で積極的にPRというのが、ない袖は振れないといいますか、規模的にとても小さい中でお引き受けするのは難しいかなと思うので、積極的な広報というよりは、お困りになられたときの駆け込み寺でありたいなという程度で頑張っていきたいなという姿勢を持っております。

○会長

皆様、よろしいでしょうか。

そうしましたら、申請に向けての協議が整ったと判断をさせていただきます。

すずらんの会さん、どうもありがとうございました。

○すずらんの会

ありがとうございました。

4 「練馬区福祉有償運送団体各種手続きマニュアル」の改訂について

○会長

それでは、次第の次に移らせていただきます。

「練馬区福祉有償運送団体各種手続きマニュアル」の改訂についてでございます。まずは、事務局から今回の改訂についての説明をさせていただきます。その後、委員の皆様からご意見などをお伺いしたいと思います。

では、事務局よろしくお願いたします。

○事務局

それでは、「練馬区福祉有償運送団体各種手続きマニュアル」の改訂について説明をいたします。資料3をごらんください。

この手続きマニュアルにつきましては、平成20年1月に作成されて、各団体宛に配付しております。その後、各様式も少しずつ変わっている中、改訂されずに約10年が経過しました。また、委員の方からも最新のものに改訂し、改めて各団体に配付する必要があるのではという意見もいただいているところでございます。

今回、必要な手続項目ごとに準備する書類、提出先、運営協議会での協議の要、不要などを書類一覧表にまとめてお示しする形をとっております。

また、各様式につきましては、巻末の最後にまとめた形で掲載しました。委員の皆様にご確認いただき、意見などを反映させた上で、登録団体宛に送付したいと思っております。

補足ですが、廃止手続につきましては今回の案には記載漏れとなっております。今後、運輸支局などと確認をさせていただいた上で、掲載したいと考えております。

○会長

ありがとうございました。

この修正版をつくるに当たりまして、運輸支局にご協力をいただいていると聞いております。ご協力どうもありがとうございます。

委員の皆様から、既に一部修正はされていますけれども、わかりやすさとか、もう少しこのような記載がほしいとか、ちょっとここの文章がわかりにくいといったご意見があれば、伺った上で事務局のほうで修正をしたいと思いますけれども、どなたかご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

○委員

基本的にこの手続というのは、支局や区に出すというもので、区の事務局に出すものに全部包括されているのか。例えば、更新のときに実績報告が必要ですね。それもこの中に含まれているのですか。

○事務局

実績報告というのは、先ほどの更新登録であったような実績報告のことでしたら、こちらに含まれております。

○会長

約10年ぶりということで、一度改めて今回修正をさせていただいて、今後はもう少しまめにきちんと修正を入れて、それぞれの団体さんが使いやすいものにしていかなければい

けないなど考えております。

この後も、その他のところでご報告をさせていただきますが、運営協議会としていただいたご意見の中で、節目のところ、あるいは更新の機会を捉えて、もう一度改めて初心に戻るであったりとか、手続を確認するであったりとか、そういった機会がないのはいかななものかといったご意見もいただいておりますので、今回一つの試みとして、事務局のほうでご用意をさせていただいた次第です。

今回のものが完全なものだというわけでもありませんので、短い中で皆様にご確認をいただくということで、100%とは思っておりませんので、今後もご意見をいただきましたら、それを反映したものを、今後の修正の中で生かしていきたいと思っております。もし皆様のほうでご意見がないということであれば、最低限必要な修正をした上で、事務局からそれぞれの登録団体に送らせていただきます。

○委員

書類の部分については、支局さんが見てくださったので、問題はないと思うのですが、登録をすると車体に表示をするのですけれども、練馬の地域ではなかったと思うのですけれども、車体の表示が「関東福第何号」という番号が振られていないままで走っている車を見るのですね。なので、書類だけではなくて、車体にきちんとそう表示がされているかという、実際に運行されているときの運用について確認する場がないのですね。非営利の活動として練馬区は福祉有償運送団体のうち一定の基準を満たした団体については補助金を出してはいるのですけれども、一定の基準を満たしていない団体について補助金が出ていないので、監査ではないですけど、そちらの団体を訪問する機会というのが残念ながら練馬区の中で福祉有償運送として事務局が見に行ったことはないはずですよ。やっぱり事務局としては見に行っていきたいですし、登録したならばこういうことは備えられているべきだと、運転者証がこういう書式でというのは示されていて、こういうふうに出していますというのは団体で提出はするのですけど、実際どういうふうにそれが携帯されているのか、車に表示されているのかとか、実際、事務局はごらんになられたことはないですよ。だから、やっぱりそこは把握をしていくべきではないかなと思います。

それは、やはり問題のあった団体も今までに出てきたので、マニュアルも直してくださいというリクエストもさせていただきました。各団体を必ず更新のときには事務局が見に行くという地域もあって、それがいいのか、悪いのかはわかりませんが、やはり事務局をやっているのに、どういうふうに走っているのかなというのも知らない状態で、大丈夫ですよというのを言えるのかなと思うと心配なので、やはり書類だけではない部分の実態をもっと把握していただく部分で、車体表示なんかは特にそうなのですが、見ていただけたらなど。作文ではない実態を出しているはずなのですが、書類ではない部分をもう少し見ていただくほうが、利用者の安心はもっと上がるのではないかなと思っています。お願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

今の委員のご意見につきましては、この手続きマニュアルの修正そのものではありませんけれども、貴重なご意見ですので、事務局のほうで実際に足を運ばないとしたら、運ばなくても確認ができる方法を、例えば写真に撮って提出してもらいなり何なりといったこ

とも含めて、何ができるのかを事務局のほうで検討していただいて、また次回以降このようなことができるといような提案をいただければと思います。

○委員

実は、私、ほかの区の運営協議会にも出ているのですが、他区では、更新の時期なのか、一年に一遍なのか忘れましたが、車を確認しているかどうかちょっとわからないのですが、事務局の方が団体の事務所だとかに出向いて書類等の確認などを行っているんですね。一番はやっぱり安全の問題の確認というのが大切だと思っていて、運行管理的事務的なことがちゃんとされているのかとか、事故だとか苦情は書類では出てくるのですが、実際に管理上の問題がなかったのか、点呼的なものがちゃんとされているのかとか、そういったものを見ていただくこと。それと、団体によっては、申請はしたのでそのやり方は何となくわかっているのだけど、実際にやっているとそのとおりでできていなかったりという意味で、アドバイスだとか、指導する立場という形でも現場に行き、団体の方とちょっとお話をさせていただくとかというのが非常に重要だと思います。非常に手間がかかることなので大変だと思いますが、ご検討いただければと思います。

○会長

ありがとうございます。

新たな取り組みとして、この後、報告させていただくことも、小さいですけど一歩踏み出した部分もありますので、事務局のほうではより利用者の方の安全を確保するための工夫というのを、どこまでできるかというところはあろうかと思いますが、検討して進めていただければと思います。

ほかにどなたかご意見ありますでしょうか。

○委員

これは登録している団体には配られるということですが、あとはどういうところとか、新しく登録したい言われた団体にも当然配付するという形ですかね。

○会長

事務局のほうでは想定は何かありますか。既に登録している団体以外のこの修正版のマニュアルの活用方法の想定があれば、お話しいただければと思いますが。

○事務局

更新登録以外の団体については、今、委員からありましたように、新規の登録の団体というのがもしあれば、当然その団体さんにもお渡しするという事は考えております。

○委員

なぜかという、運営協議会についての説明が必要であることの利用が結構あるのかなと思ったので、特に新しい団体さんがやりたいと思ったときに、そこがポイントになっていると思うんですね。自分たちがやりたいと思っていることは練馬区では必要かどうかという判断を運営協議会でやるのですよとか、新規やこれから登録を考える人にとっては、重要なことだろうなと思ったので、ここには書かれていないかなという気がしたので、運営協議会で何が必要なのかということを書いておくと、より一層活用できるのかなという気がしました。

○会長

今の委員からのご意見で、新規の登録のご相談があったときに、当然、事務局のほうで

運営協議会というものがあってこうですといったご説明はしているかとは思いますが、そのことも含めてマニュアルのほうに書いておいたほうが使いやすいのではないかといったご意見を頂戴いたしました。

それも含めて全部本当にいい形でということになると、この修正版の発行がまたどんどん遅れてしまうというところもありますので、一旦これで内容の誤りがなければ、修正版を発行させていただいて、今、いただいたご意見等につきまして、また次の改訂に向けて反映させていただければと思います。先ほどの車両の確認のこととか、いろいろご意見いただいていますので、それも含めて新規の登録であったり、あるいはより利用者の安全に向けた工夫であったりというところを反映したものを、またそう遠くないうちに、次のさらなる修正版が出せるような形で事務局の方で工夫していただければと思います。

皆様、ほかの委員の方からご意見ありますでしょうか。

○委員

マニュアルに反映しなくても、例えば143号通達であるとか、そういったものを補助資料として新規の登録の方にはお渡しするとか、更新された団体には、この部分の資料については必ずお渡しするとかという形にすればいいのでは。このマニュアルは大分分厚くなってしまっているの、別に補助資料としてお渡しするという形であれば、反映しなくてもすぐやれるのかなと思うので、それはどうかなと思います。

○会長

そうですね。事務局できますか。

○事務局

はい。

○会長

よろしいですか。ではそのような形で対応させていただきます。

○委員

様式についてですが、例えば12ページの様式2-1とか、練馬区の様式とかありますよね。これにせっかくなので、ページに番号が入っていないようなのですが、ページもきちんと入れて、何ページにありますよというのをきちんとわかるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。探すのも結構大変なので、マニュアルというのはいっぱいページを入れて、該当ページはこれですというページ数を入れてあげると、より親切かなという感じがします。

○会長

では、使いやすいように、様式番号の横にページを書く欄をつくって、下に全部ページを振るといった使いやすいマニュアルに、それは簡単に修正できると思いますので、ありがとうございます。

○委員

確認なのですが。これは、例えば練馬区のホームページからダウンロードできるとか、そんなことは考えていますか。

○会長

ホームページのアップは事務局できますよね。

○事務局

はい、できます。

○会長

ほかにはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長

もし、事務局のほうで反映できるようなことであれば、承った上で各団体さんに送り、またホームページにアップしたいと思いますので、もしお気づきの点がありましたら、ご連絡いただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほう、作業が発生すると思いますが、よろしく願いいたします。それでは、次第の次に移らせていただきます。

5 その他

○会長

次第の5番、その他になります。事務局のほうから本日、午前中に開催されました登録団体向けの講習会について、簡単に説明をお願いいたします。

○事務局

簡単ですが、本日、午前中に登録団体向けの講習会を開催させていただきましたので、その報告をさせていただきます。

ヘルプ協会たちかわの経塚信之様を講師として招いて、6団体より9名の方に参加をいただきました。

内容については、運行するときの安全確保のために必要なことであつたり、日常における書類の準備、更新などのときの資料作成などについてのお話をいただきました。参加した方からは、どういった書類に注意するのか、不足している部分について参考になった、わかったつもりで認識しているところが修正できたなどという感想を頂戴しております。非常に有意義な講習会となりましたことをご報告させていただきます。

○会長

事務局、ありがとうございました。

一つずつの取り組みの積み重ねで、利用者の方の安全確保につながれば、それがいいのかなと思ひましてやらせていただいた内容でございます。

参加された委員、いかがでしたでしょうか。

○委員

基本を確認できてよかったと思います。

○会長

これからも何かできることがあつたら実施をしていく中で、有意義なものにできればと考えております。小さな一歩ですけれども、これからも取り組みを続けていければと考えております。

○委員

これは一年に一度定期的にやっていたらいいのですか。それともたまたま今回やって

みようということ。

○事務局

今回だけということ、とりあえず開催いたしました。

感想などいただいていますので、それも含めて何かやっていければと考えております。

○会長

今回、提示させていただいたマニュアルもそうですけれども、制度ができてからやったほうがいいには違いないけれどもできていなかったこととか、あるいは事務局のほうで気がつかなかったことであつたり、いろいろある中でこの協議会の中でもご意見をいただいて、ほかの協議会の中ではこんなことをやっている協議会もありますよとか、もう少しこういうことができるのではないのでしょうかといったご意見もいただく中で、そうだね、頑張ろうねというようなところがあつて、事務局のほうでもちょっと工夫をしながらできるところから始めましょうということ、今年度スタートの時点で何かできることがあれば、限られた人員、予算の中でできるところからとりあえず始めましょうということ、いろいろ工夫をしてもらっているところですので、今回の効果であつたり、反響であつたりとか、そういったことも踏まえて、次回以降については検討させていただければと思っております。

○委員

一般に活動されている団体は、それぞれある意味独立してそれぞれ最善の努力をされていらっしゃるし、安全のために努力されているのだと思うのですが、こういう講習会みたいなものがあると、初めてみんな顔を合わせるの、講師の先生のありがたいお話を聞くとともに、ちょっと活動団体同士の若干交流というか、意見を出し、相談もしたりみたいな時間がとれると、非常に有効かなというふうに思いますけれども。

○会長

ありがとうございます。

ほかにどなたかご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○会長

それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、事務局から次回の開催についてのお知らせをお願いいたします。

○事務局

次回の運営協議会は、平成30年3月の予定となっております。こちらは1団体更新の登録の協議会を行う予定でございます。日程等については、また改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

では、これをもちまして、第七期第3回福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきます。皆様、ご協力どうもありがとうございました。